

くらし

高齢者福祉タクシー料金助成事業の対象者を拡充します

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

7月1日から80歳以上のすべての方が対象となります。

▼受付開始日/7月1日(水)

▼助成料金/タクシーを利用する場合の基本料金と迎車回送料金を助成します。利用券は年間(年度)24枚です。

▼対象者/申請時に満80歳以上の方

▼利用の範囲/居宅と公共施設および医療機関の間

▼持参するもの/本人が確認できる写真(縦3cm×横2.5cm)、印鑑

▼申請先/高齢福祉課または各支所

教科書展示会

問 愛知県教育委員会公義務教育課

☎(052)6799

▼日時/6月5日(金)～7月1日(水)

▼場所/市役所南館1階

▼内容/教科書に対する理解や関心を深めていただくため、小中学校で使用する教科書を展示します。

▼その他/会場に投書箱を用意していますので、「ご意見やご要望をお寄せください。」

児童手当現況届をご提出ください

問 子育て支援課 ☎(55)7118

現在、児童手当を受給している方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要ですが、この届けは、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況など、引き続き受給資格を満たしているかを確認するための大切な手続きです。

6月上旬に受給者の方へ届出用紙を送付します。必要事項をご記入のうえ添付書類を添えて提出してください。公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。

▼届出の際必要なもの

- ① 印鑑(朱肉使用の認印)
- ② 受給者の健康保険証コピーまたは年金加入証明(国民年金に加入の方は不要)
- ③ その他
 - ・ 単身赴任などで、養育している児童の住所が市内にない方
 - ↓ 対象児童のマイナンバーがわかる物
 - ※ 右記以外に、申立書などが必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▼届出期間/6月1日(月)～30日(火)

(土・日曜日を除く)

※ 郵送でも可

※ 現況届の提出をしていただけない場合、6月分以降の手当を受給することができません。

▼所得制限

扶養親族等の数	所得額
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※ 請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。
 ※ 所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。
 ※ 所得から一律8万円を控除します。

▼支給額(児童1人・月額)

児童の年齢	児童手当(所得制限未満の方)	特例給付(所得制限以上の方)	
0歳～3歳 (3歳に到達した月まで)	15,000円	5,000円	
3歳～ 小学生	第1子・第2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

※ 第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※ 受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢にかかわらず、児童1人につき一律で月額5千円
 ※ 児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度上は子どもの数に数えません。
 ▼ 届出先/子育て支援課および各支所

議員任期後半の議会人事が決まりました

5月8日に開催された第1回愛西市議会臨時会において役員改選が行われ、令和4年4月30日までの議会人事が決定されましたのでお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

議長		副議長	
島田 浩		神田康史	
名 称	委 員 長	副委員長	
総務文教委員会	大宮吉満	杉村義仁	
建設福祉委員会	近藤 武	山岡幹雄	
議会運営委員会	鷲野聡明	竹村仁司	
議会広報特別委員会	山岡幹雄	原 裕司	

問 議会事務局 ☎(55)7141